

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 10:宗谷 市町村 11:幌延町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考](注 1)
		林班	小班		
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	58、59、61、63～69、82、88、92～98、100～229、 232、234、235	224.83	
		2	6～10、20、24～41、43～66、76、77、83、84、101～ 126	74.94	
		7	10	0.12	
		8	20、21	0.24	
		11	10、11	0.96	
		13	14、15	0.24	
		14	13	2.88	
		15	11～13、15、16、18～21、24、28、101、102	16.92	
		16	1～5	3.60	
		17	1、4、5、9、14～16、18～30、32～34、101、102	33.35	
		18	22	0.32	
		21	7～19	10.80	
		22	11、12	0.37	
		23	1～4、8、9、12	50.32	
		24	1～10、12、15～21、24、25、35、36、39～42	99.19	
		25	1、16、22、23	23.20	
		26	1～5、12～14、19～31	76.17	
		27	1、2、5、6	41.47	
		28	15	1.80	
		29	3～7、9	5.44	
		30	3～12、25、26	12.96	
		31	1～3、10、11	31.03	
		32	1～4、13～15、17、18、202	24.80	
		33	13、15～17、21、214、215	45.28	
		34	10、12	1.08	
		37	2、22、23、31、36、502～504	4.13	
		38	8	5.10	
		40	21、22、28、34	4.16	
		43	1、9、10	8.80	
		44	2、4～6、10	44.00	
		45	7、8、14、15、19、21	10.36	
		46	40	0.52	
		47	23～33	7.48	
		48	1、43～69、74	14.86	
		51	22～24	0.72	
		53	全域	13.72	
		55	8、9	0.12	
		57	13、25～27、32	4.44	
		59	12～17	41.36	
		60	17、18	2.60	
		63	27～30	2.56	
		64	1～18、20、21、23～28	21.85	
		65	4、42～44、46、47、49、50、55、57、59	12.49	
		67	40～54、57～61、78～80	35.39	
		68	3～5、7、28、30、32、33、37、38	20.60	
		72	19、43、71～79、81	30.64	
		73	20～24	4.60	
		74	3、4、7、10、12、14、50～52、55、56、60、61、63、 65～67、73、101	49.63	
		75	39～43、51、101	23.18	
		76	1、8～13、26、30～34、36、37、39～42	52.67	
		77	35	3.52	
		78	1～13、15～18、22～27、42～48、50、51	76.60	
		79	15～28、64、66、71～73	32.48	
		80	12	0.68	
		81	全域	7.52	
		82	1～10、15～17、101、103	21.72	
		83	5、6、8～12、14～25、27、28、30～32	77.23	
		84	1～23、26、29、31、32、34、35、37～39	41.60	
		85	全域	56.32	
		86	全域	25.68	
		87	1～5、101	15.35	
		88	全域	40.58	
		89	3～8、14、15	15.24	
		90	4～20、28、37、40	40.71	
		91	1、2、5、6、9、16～19、22～25、27～29、33、38～41	46.80	

92	3~5、7~10、15~18、20、21、24、29~31、34	36.74
93	4、6、12、14、17、19~26、28、30~36	37.03
94	1、2、4~12、15~19	40.03
95	1~7、10~12、18~29	49.48
96	1~4、6~8、12~19、21、23~28、31、32	56.55
97	1、4、6、10、12~18、20、22、27	42.76
98	1、2、4、8、11、15、16、18~22、36~38、42、45	37.19
99	1~7、9~15、17、18、21、22、24~29、31~33、101、102	28.48
100	1~10、12~15、17~23、25~28、30、33、40、43	49.04
101	40、45、47	2.64
102	4、29~31、33~58	27.00
103	6、7、10~12、101~105、501	6.79
202	1	110.47
203	全域	98.72
204	全域	154.84
205	1	105.96
206	全域	123.14
207	全域	173.88
208	全域	83.01
209	1	80.28
210	1	108.30
211	全域	75.10
212	1	114.03
213	全域	170.52
214	3~5	42.21
215	全域	129.36
216	全域	113.36
217	全域	232.56
218	全域	284.20
219	全域	181.12
220	全域	98.59
221	全域	51.59
222	全域	137.31
223	全域	254.28
224	全域	111.96
225	全域	239.90
226	全域	145.13
227	1、4	64.92
229	全域	134.54
230	全域	222.90
231	全域	181.36
232	全域	189.13
233	全域	172.33
234	全域	207.22
235	全域	253.41
236	1	109.76
237	全域	113.81
238	全域	181.08
239	全域	222.19
240	1~3	127.99
241	1、3、4、6、7	159.51
242	全域	173.90
243	全域	129.36
244	全域	173.06
245	全域	220.72
246	全域	172.03
247	全域	172.07
248	1、4	66.67
249	全域	149.07
250	全域	113.45
251	全域	152.91
252	全域	127.62
253	全域	152.75
254	全域	137.31
255	全域	178.00
256	全域	156.66
302	全域	159.81
308	全域	218.00
309	全域	161.99
311	全域	137.74

主伐林齡：標準伐期齡+10年以上  
皆伐面積：20ha以下

312	全域	105.44
314	全域	147.74
315	5、12	3.46
316	1、3	182.01
317	全域	177.45
318	1	195.38
319	全域	145.12
320	全域	116.67
321	全域	116.61
322	全域	98.24
323	全域	185.92
324	全域	161.42
325	全域	141.22
326	全域	116.96
327	1、3、4、7	232.15
328	1	205.07
329	全域	135.86
330	1	175.12
332	1、3	182.33
333	1	135.39
336	1、3~5	147.42
337	全域	126.12
338	全域	166.66
339	全域	152.72
340	全域	123.73
341	全域	171.64
402	1、4、5、7、9、11、12	129.72
406	全域	172.92
407	全域	163.30
408	全域	153.60
409	全域	118.78
410	全域	87.31
411	全域	178.04
412	全域	114.21
413	全域	148.80
414	全域	123.17
415	1、3	96.20
416	全域	190.71
417	1~5	140.14
418	全域	134.73
419	全域	95.14
420	全域	151.47
421	全域	132.44
422	全域	162.70
423	全域	97.74
424	全域	192.49
425	全域	125.46
426	1、3	100.19
427	全域	161.85
428	5	14.86
429	1~3、5~7	210.73
430	全域	186.40
431	全域	159.09
432	全域	163.84
433	全域	157.03
434	全域	264.07
435	全域	145.73
436	全域	103.40
437	全域	124.30
438	全域	121.90
439	1、4、6、7	63.59
440	1~4	139.39
441	全域	181.65
442	3、5~9、11	72.53
443	1、4、7~14、16~22、24、25	57.70
444	全域	148.00
445	全域	141.58
446	全域	149.00
447	全域	168.07
448	全域	157.00
449	1~3、5~8	148.92

		450	全域	195.34				
		451	全域	229.96				
		合計		21,350.18				
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下			
		合計		0.00				
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	26	15、16	1.93	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下			
		28	16	2.08				
		30	15、17~19、27、28	25.48				
		34	7~9	33.86				
		37	26、32~34	14.03				
		43	11	8.65				
		44	12~20	20.30				
		45	1~3、9、11、12、16~18、20、22、101	28.54				
		合計		134.87				
		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	1		71~81、83、84、86、87、89~91、99	45.72	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
				2		11~19、21~23、67~70、74、75、78~82	47.32	
				7		11	0.12	
				8		22	0.12	
15	14、26			4.92				
17	2、3、7、8、10~13、17、35			11.82				
22	10			1.12				
23	11			0.44				
25	6~8、11、13、24~27、29~32			5.64				
30	13、14、29~31			7.14				
31	5、6、9			12.37				
32	5、6、8~12、19、33~35			12.73				
33	1、22			8.48				
34	1~6、11、16~31、101、102			48.88				
35	全域			3.85				
36	6			0.36				
39	1			0.92				
40	20、25、33、36、39、41、42			26.16				
44	8、9、11			2.12				
46	50			1.16				
47	19~22			11.36				
48	2、3、70			8.52				
51	12、19~21、37~39			6.55				
65	28、54、56、58			7.68				
66	1~4、6~8、10、18~23、25、27、29、31~33、37、103、104			56.73				
67	1~3、6~10、18、19、21~25、27~30、34、55			60.60				
68	1、2、19、21、23、27			45.72				
72	82~84、98~100			5.34				
73	15、16			9.12				
75	37			6.00				
76	14、15、17~19、38			20.12				
78	14、19~21			11.80				
80	3~11、13、14			9.96				
82	14			9.00				
83	1~4、29、36、37			12.64				
84	42			0.24				
87	6、9、10			3.16				
89	1、9~13、16			8.36				
90	21~27、29~35、39			50.04				
91	3、4、7、8、20、21、26、31、32、34~37、42~45			33.52				
92	1、2、11、12、22、23、25~28、32、33			45.28				
93	2、9、10、15、16			17.52				
95	8、9、13、14、16、17			10.20				
96	5、10、29、30			16.96				
97	8、9、23、24、28			8.40				
98	24~28、30、32~35、39~41、43、44	20.00						
99	34	0.12						
100	36、37、41、42	4.67						
101	3~5、8、35、38、41	30.03						
103	16	5.00						
227	2、3、5、8	74.24						
228	6、8~11、15、20	36.65						
403	1~6、9、10、13、18、25、26	69.21						
404	1~9、15~18	112.92						
405	1~6、8~13、15、18	193.64						
	合計		1,262.69					

	択伐による複層林施業を推進すべき森林	25	2~5、9、10、12、14、15、20、21、28、901、902	16.85	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する			
		31	7、8	3.48				
		32	16、20~32、901	12.89				
		46	45、51、52	12.48				
		51	1~6、8、9、14~18、35、36、41	45.16				
		64	22	0.08				
		65	52、53、60	2.16				
		66	9、24、26、28、38	5.76				
		67	4、5、17、20、26、35~38、56	17.04				
		69	1~8、16~20	39.44				
		72	30、31、55、56、110、112、116~118、120、122	4.32				
		75	4、53	1.99				
		76	20、51、52	3.12				
		90	1、36、38、41~43	2.33				
		100	101	3.38				
		205	2	5.40				
		209	2	1.44				
		210	2	3.16				
		212	2	1.66				
		227	6、7、9	77.75				
		228	12~14、16~19	55.02				
		236	2、3	2.95				
		240	4、5	4.05				
		241	5	0.59				
		403	7、8、11、12、14~17、19~24	75.91				
		404	10~14、19~21	35.71				
		405	7、14、16、17、19~24	66.19				
			合計	500.31				
			特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
						合計	0.00	
		市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			該当なし		
						合計	0.00	

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上